

○警察署の処務に関する訓令

昭和32年12月27日

警察本部訓令第17号

改正 平成29年3月9日警察本部訓令第2号
平成30年2月27日警察本部訓令第2号
令和2年9月30日警察本部訓令第20号
令和4年3月7日警察本部訓令第4号
令和4年3月11日警察本部訓令第6号
令和4年9月14日警察本部訓令第17号
令和5年1月17日警察本部訓令第4号
令和5年6月20日警察本部訓令第14号
令和7年12月8日警察本部訓令第24号
令和8年3月17日警察本部訓令第4号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 職務権限（第6条—第16条）
- 第3章 服務（第17条—第42条）
- 第4章 指導監督（第43条—第54条）
- 第5章 招集（第55条—第61条）
- 第6章 金庫等の取扱（第62条）
- 第7章 庁舎の管理及び火災予防等（第63条—第69条）
- 第8章 削除
- 第9章 事務処理（第74条—第86条）
- 第10章 削除
- 第11章 雑則（第114条・第115条）
- 附則

第1章 総則

（通則）

第1条 警察署（以下、「署」という。）における事務の処理及び署に勤務する職員（以下「署員」という。）の服務については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幹部とは、巡査部長以上の階級にある警察官及び主任以上の職にある一般職員をいう。
- (2) 署員とは、署において勤務する警察官及び一般職員をいう。

(署一体の原則)

第3条 署は、署長指揮の下に、一体となって職務を遂行しなければならない。

(所属間の連絡協調)

第4条 署長は、警察の共同目的を達成するため、常に警察本部の部長、首席監察官、各所属長及び警察学校並びに他の署長と緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。

(処務細則)

第5条 署長は、この訓令の実施に必要な細則を定め、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

- 2 前項の細則を変更しようとするときも、また同様とする。

第2章 職務権限

(署長代理)

第6条 署長不在のときは、副署長又は次長が署長代理としてその職務権限を行う。

(代決)

第7条 署長不在のときは、副署長又は次長がその事務を代決する。

- 2 署長、副署長又は次長ともに不在のときは、上席の課（係）長がその事務を代決する。

(重要又は異例に属する事務の代決)

第8条 前条の事務代決は、署長訓の制定、改廃、署員の配置、賞揚及び諭示その他重要又は異例に属する事務についてはこれを行うことができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されているとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りではない。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2]

(代決後の措置)

第9条 代決者は、前2条により代決した事務のうち、重要なものは、速やかに後閲の手続をしなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(署長の専決事項)

第10条 署長は、特に定めがあるもののほか、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 署員の配置及び分掌事務を命じること。
- (2) 署員の勤務方法を命ずること。
- (3) 署員の招集、教養訓練に関すること。
- (4) 署員の他行許可
(次長等の専決事項)

第11条 署長は、その権限に属する事務のうち、軽易なものに限り副署長、次長、刑事官、地域官若しくは課長又は交番、駐在所若しくは幹部派出所の勤務員に専決させることができる。

(署長の具申事項)

第12条 署長は、次に掲げる事項を処理するにあたっては、あらかじめ本部長の指揮を受けなければならない。

- (1) 異例な事案の処分
- (2) 他の官公署に対する重要な文書の照復
(応援要請)

第13条 署長は、捜査その他諸取締等に際し、応援員の必要を認めたときは、次に掲げる事項を具し本部長に申請しなければならない。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を要する階級別人員数
- (3) 応援員の到着日前及び場所
- (4) 予定期間
- (5) その他必要な事項

2 前項の場合において、緊急を要し本部長に申請するいとまがないときは、隣接署長に対し直接応援派遣を求めた後、速やかに、その旨を本部長に報告しなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(応援派遣)

第14条 前条第2項による要求を受けた署長は、直ちに応援員を派遣するとともに、その旨を本部長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により応援員を派遣することができないときは、その旨を、応援を求めた署長に通報するとともに、本部長に報告しなければならない。

(他の機関に対する派遣)

第15条 署長は、官公署その他の機関から警察官の派遣要請があったときは、その旨を本部

長に報告して指揮を受けなければならない。ただし、緊急を要し本部長の指揮を受けるいとまがないときは、臨機の措置を講じた後、速やかに本部長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、競輪、競馬、競艇等定例的なものについての派遣要請又は軽易な事案であってその署限りで処理し得るものについては適用しない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

第16条 削除

第3章 服務

(勤務時間等)

- 第17条 署員の勤務を分けて日勤制勤務（通常勤務及び毎日勤務をいう。）、交替制勤務とし勤務方法は次表のとおりとする。

勤務制		勤務方法
交替制勤務		職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項に基づく署員として、日勤、当務及び非番を順次繰返し3交替制により勤務する。
日勤制勤務	通常勤務	勤務時間条例第3条第1項に基づく勤務をする。
	毎日勤務	勤務時間条例第4条第1項に基づく署員として、毎日一定時間おおむね昼間に勤務する。

- 2 通常勤務の署員（次に掲げるものを除く。）の勤務時間は、8時30分から17時15分までとする。

(1) 公務運営上の事情により署長が休日（勤務時間条例第8条に規定する休日をいう。

以下この条において同じ。）の勤務又は時差出勤を命じた署員

(2) 本部長承認に係る勤務時間条例第7条に規定する早出遅出勤務を行う署員

(3) その他特別な事情を有する署員として本部長が認めるもの

- 3 通常勤務の署員（前項第1号及び第3号に掲げるものを除く。）の休憩時間は、12時から13時までとする。

- 4 署員のうち、次長以外の警部以下の階級にある警察官は、交替制勤務又は毎日勤務とし、勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りは、別に定める基準に基づき、署長が行うものとする。

- 5 交替制勤務及び毎日勤務の署員の休憩時間は、別に定める基準に基づき、省庁が指定するものとする。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2、令和4.9本部訓令17、5.1本部訓令4]

第18条 署長は、職務上特に必要があるときは、署員に対し、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることができる。

(休養)

第19条 署長は、特に過労の勤務に服した署員に対し、休養又は出勤猶予を与えることができる。

(有事即応の心構え)

第20条 署長は、非常招集その他の有事に備え、署員の住所、連絡手段及び所在等を把握しなければならない。

2 署員は、自己の住所及び連絡先を署長に届け出なければならない。

3 署員は、非常招集その他有事に際して直ちに勤務に就くことができるよう、常に連絡手段を確保し、又は自己の所在を明確にしておかなければならない。

(非常招集態勢の確立)

第21条 署員は、非常事態の発生を知ったときは、休日、非番又は休暇中にかかわらず、直ちに勤務する署に参集し、署長の指揮を受けなければならない。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2]

(初動態勢の確立)

第21条の2 署長は、署員に対して第17条に定める勤務時間以外において、直ちに職務に従事できる態勢を維持するよう命じることができる。

本条…追加 [平成29.3本部訓令2]

(居住区域)

第22条 警察官は、原則として、勤務する署の管轄区域（以下「居住区域」という。）に居住しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により、居住区域外に居住しようとする者は、あらかじめ居住区域外居住承認申請書(様式第2号の2)により、署長にあっては本部長の、その他の警察官にあっては勤務する署の署長の承認を受けなければならない。この場合において、署長は、勤務する署までおおむね60分以内に参集できる区域（以下「60分参集可能区域」という。）外に居住しようとする申請書を受理したときは、警務部警務課長と協議しなければならない。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2]

(入居指定)

第22条の2 本部長は、署長に対して職務の必要により宿舍等への入居を指定するものとす

る。

- 2 署長は、署員に対して職務の必要により宿舍等（宿舍付交番及び駐在所を含む。）への入居を指定するものとする。

第22条の3 削除

[令和4.9本部訓令17]

（承認の期限）

第22条の4 居住区域外居住の承認については、業務運営上の支障が生ずることにより当該承認が取り消されるまで効力を有するものとする。ただし、この間において、他の所属へ配置換えになったとき、居住区域外居住の理由が無くなったとき又は承認の条件として付した期限が到来したときは、その効力を失う。

- 2 居住区域外居住の承認を受けた警察官は、居住区域外居住の理由が無くなったときは、署長にあっては本部長に、その他の警察官にあっては勤務する署の署長にその旨申告しなければならない。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2、令和4.9本部訓令17]

第22条の5 削除

[平成30.2本部訓令2]

第23条 削除

（旅行の届出）

第24条 私事用件のために旅行しようとする場合であって、旅行先から勤務する署までの参集時間がおおむね120分を超えるときは、署長は旅行届出票（様式第4号）により本部長に、その他の署員は旅行届出簿（様式第4号の2）により署長にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 署員は、本部長又は署長が職務遂行上やむを得ないと認める事情によりあらかじめ届けるよう指示した場合は、旅行先から勤務する署までの参集時間がおおむね120分を超えないときであっても届け出なければならない。
- 3 署員は、緊急で旅行をする場合であって第1項又は第2項に規定する届出を自ら行うことができないときは、他の署員を介し届出を行うことができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する届出は、必要事項を電子計算組織に登録することにより代えることができる。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2、令和4.9本部訓令17、5.1本部訓令4、7.12本部訓令24]

(国外旅行)

第24条の2 署員は、私事用件のため国外旅行をしようとするときは、別に定めるところにより本部長の承認を受けなければならない。

(勤務記録簿)

第25条 署長が指名する者は、勤務記録簿（様式第5号）により、各署員の出勤状況を明確に記録しなければならない。

第26条 削除

(赴任期間)

第27条 署員は、配置換えを命ぜられたときは、発令の日に赴任しなければならない。

2 病気その他の理由により発令の日に赴任することができないときは、署長は本部長の、署員は赴任先所属長の許可を受けなければならない。

本条…一部改正 [平成29.3本部訓令2、令和4.9本部訓令17]

(署長の管轄外出張時の連絡)

第28条 署長が管轄外に出張するときは、あらかじめ電話その他の方法により本部長に連絡しなければならない。ただし、会議、事務連絡等の用務のため本部、隣接署等に出張するときは、この限りではない。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2]

(外出、遅刻及び早退)

第29条 署員は、勤務時間中に外出しようとするとき、若しくは出勤時間に遅れようとするとき、又は早退しようとするときは、上司の承認を受けなければならない。

第30条 削除

[令和5.6本部訓令14]

(退署時等の整理)

第31条 署員は、退署又は外出するときは、保管中の公文書はもちろん、机上等を整頓しなければならない。

(不出勤時の措置)

第32条 署員は、病気その他の理由により出勤することができない場合に、担当する事務で急を要するものがあるときは、速やかに上司に報告しなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(身上届)

第33条 署員は、改氏名、転籍等身上に異動を生じたときは、その旨署長を通じ本部長に届

け出なければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

第34条 削除

(復命)

第35条 署員は、出張から帰ったときは、その結果を、速やかに署長に報告しなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(警察署当番)

第36条 署長は、休日及び夜間の警察事象への対応のため、署員を警察署当番勤務に就かせるものとする。

2 警察署当番勤務の運用については別に定める。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]、見出し…改正・本条…一部改正 [令和5.6本部訓令14]

第37条 削除

[令和5.6本部訓令14]

第38条 削除

[令和5.6本部訓令14]

第39条 削除

[令和5.6本部訓令14]

第40条 削除

第41条 削除

(用品に対する責任)

第42条 署員は、給与品及び貸与品又は自己の管理する物品、証拠品若しくは拾得物に盗難又は損傷があったときは、その旨速やかに署長に報告しなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

第4章 指導監督

(指導監督の目的及び責任)

第43条 幹部は、全署員がその職務を全うし、警察の機能が能率的かつ適正に発揮されるように、常に署員の指導監督に努めなければならない。

2 署長は全署員を、その他の幹部は各階級に従い、それぞれ下級の署員を指導監督し、部下の功過についてはその責を負わなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(指導監督上の心得)

第44条 指導監督にあたる者は、常に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 人格を陶冶磨きし、良識を養い、部下の範模範となるように努めること。
- (2) 法令その他諸般の事務について、積極的に工夫研究し、上司の補佐と部下の指導教養に努めること。
- (3) 部下に接するには、厳正な規律のうちにも温情をもってすること。
- (4) 部下に対しては、公正無私、信賞必罰を旨とし、長所善所はこれを助長し伸ばし、短所過小は大小にかかわらず情理を尽して是正に努めること。
- (5) 部下に対しては、常に意見又は希望を述べる機会を与え、課内の融和を図り、挙署一体の実現に努めること。
- (6) 指示命令した事項については、事後監査を励行し、その徹底と過誤防止を期するよう努めること。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(指導監督の区分)

第45条 指導監督は、これを勤務監督、身上監督及び指導に区分する。

- 2 前項の指導監督にあたっては、常に系統的かつ総合的な監察を行い、偏見に陥らないよう留意しなければならない。

(勤務監督)

第46条 勤務監督は、部下署員の勤務状況及び執行務の成果を監査し、勤務の迅速適正と実績の向上を図ることを目的とする。

- 2 前項の監督事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。
 - (1) 勤務の適否
 - (2) 訓授、指示及び命令の遵守とその実行状況
 - (3) 事務取扱の状況
 - (4) 報告、復命の適否
 - (5) 書類簿冊の整理、保存及び取扱の適否
 - (6) 公衆接遇の適否
 - (7) 備品、消耗品、保管金品等の取扱の適否
 - (8) 防犯及び検挙の成績
 - (9) 捜査、視察取締に対する計画又は運用の適否及び効果

- (10) 各種情報申報の状況
- (11) 各種公私機関との連絡協調の状況
- (12) その他特命事項等の実績

3 幹部である部下に対しては、前項のほか、指導能力の有無、指導監督の実施状況、その適否等を監査しなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(身上監督)

第47条 身上監督は、部下署員の規律、生活、態度等を監査して、署員の品位及び威信を保持し、人格を向上させることを目的とする。

2 前項の監督事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 責任観念の厚薄及び態度の適否
- (2) 礼式、服装及び態度の適否
- (3) 給与品及び貸与品の手入保存並びに使用取扱の適否
- (4) 注意力、判断力及び企画力の程度
- (5) 点検、操練その他術科の習熟状況
- (6) 勉学及び修養の状況
- (7) 性質の長短及び素行の良否
- (8) 上司、同僚及び部下との関係
- (9) 私生活及び健康の状況

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2、令和4.9本部訓令17]

(指導)

第48条 指導は、おおむね前2条に規定する監督とあいまって、警察機能の適正かつ能率化を図ることを目的とする。

2 指導は、法令に違い、又は不適當と認めた点を指摘して教導するほか、次に掲げる事項を積極的に行うものとする。

- (1) 警察の職責を自覚させ、確固たる信念を育成し、執行務を通じてこれを具現させること。
- (2) 常に勉学と人格の修養に努め、知識及び品性の向上を図って、道徳心を旺盛ならしめ、日常の行動にこれを具現させること。
- (3) 時勢の推移を正しく認識して、法令の範囲内で、情勢に適応した執行務をするよう留意させること。

(4) 常に研究的態度で職務に臨み、公正適格な判断力を養成するとともに、事務の合理化と効率向上に意を用いさせること。

(5) 新任者に対しては、速やかに実地に習熟させる方法を講ずること。

本条…一部改正〔令和4.9本部訓令17〕

(署内勤務者の指導監督)

第49条 署内勤務者については、前3条に定めるもののほか、次に掲げる事項について指導監督するものとする。

(1) 分掌事務の処理及び能率の適否

(2) 公印管守の状況

(3) 警察署当番勤務の状況

(4) 被疑者又は被留置者若しくは保護を要する者の取扱又は看守の適否

(5) 経理事務の状況

(6) 備品その他物件の保存取扱の状況

本条…一部改正〔令和4.9本部訓令17、5.6本部訓令14〕

(地域警察官の指導監督)

第50条 地域警察官の指導監督については、この章に定めるもののほか、地域関係諸規程の定めるところによる。

(指導監督事項の指示)

第51条 署長は、各幹部に対して、毎月指導監督上の重点項目を指示しなければならない。

(不履行事由の疎明)

第52条 幹部は、病気その他やむを得ない理由により、署長から指示された指導監督の全部若しくは一部を履行しなかったときは、その理由を署長に報告して承認を受けなければならない。

本条…一部改正〔令和4.9本部訓令17〕

(幹部会議)

第53条 署長は、署の運営の効率化を図るため、毎月1回以上幹部会議を開かなければならない。

第54条 削除

第5章 招集

(招集の回数及び種別)

第55条 署長は、署員を毎月1回以上定期的に招集（以下「定期招集」という。）するものと

する。

- 2 署長は、必要があると認めたときは、一般教養、体育錬成等を行うため、定期招集以外に臨時に署員を招集（以下「特別招集」という。）することができる。

（定期招集日の行事）

第56条 定期招集は、点検、訓授、指示口達を中核とし、この機会を利用して一般教養、体育錬成等を行うものとする。

- 2 前項の行事計画は、事前に署員に通知するものとする。
- 3 警察本部の教養重点目標についての教養は、原則として定期招集日に実施するよう計画しなければならない。
- 4 招集日における指示口達については、内容を検討し、确实かつ簡明に署員に伝達しなければならない。

第57条 削除

（招集日誌）

第58条 署長は、定期又は特別招集の実施状況を明らかにするため、招集日誌（様式第10号）を作成保管しなければならない。

第59条 削除

第60条 削除

（報告）

第61条 署長は、招集日に実施した行事のうち、警察運営上参考となると認めるものがある場合は、その概要を本部長に報告するものとする。

第6章 金庫等の取扱

（鍵の保管）

第62条 金庫及び倉庫（以下「金庫等」という。）の鍵は、課長の指定した取扱責任者が保管しなければならない。

- 2 金庫等の開閉は、署長又は取扱責任者の立ち会いの下に行わなければならない。

第7章 庁舎の管理及び火災予防等

（庁舎等の整理）

第63条 署長は、署庁舎のほか、署に所属する交番、駐在所、幹部派出所、警備派出所及び検問所（以下「交番・駐在所等」という。）並びに宿舍の管理については、佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）に定める財産管理事務を行うものとする。

- 2 署長は、公有財産規則第34条第2項に定めるところにより、その所属の公有財産につい

て、財産台帳（様式第31号の1から同号の10まで）の副本を備え付けなければならない。

本条…一部改正〔令和4.9本部訓令17〕

（清掃整頓）

第63条の2 署長は、署内外の清掃を徹底して庁舎の整備、室内の美化整頓に留意し、これを維持するように努めなければならないなければならない。

本条…一部改正〔令和4.9本部訓令17〕

第64条 削除

（防火管理者）

第65条 署庁舎の防火管理者は、署長とする。

2 防火管理者は、庁舎の配電設備、煙突等の施設について随時点検を行わなければならない。

（防火訓練）

第66条 防火管理者は、防火設備を整備し、消防計画を立てて年1回以上防火訓練を行わなければならない。

（火災予防）

第67条 署長は、各室ごとに火気当番を指定し、火災予防の徹底を期さなければならない。

2 火気当番を命ぜられた者は、おおむね次に掲げる任務に従事するものとする。

(1) 各室の退庁者とともに火気の始末を行うこと。ただし、退庁時限後残務者があるときは、その残務者が火気始末の責任を負う。

(2) 消火設備の点検を行うこと。

(3) 油等引火し易いやすい物の始末を行うこと。

（盗難予防）

第68条 署長は、署内各室の施錠その他盗難予防設備を整備し、盗難予防の徹底を期さなければならない。

2 火気当番又は各室の最終退庁者は、署外に通ずる出入口、窓等の施錠を確実にし、鍵の保管を警察署当番責任者に依頼しなければならない。

本条…一部改正〔令和4.9本部訓令17、5.6本部訓令14〕

（準用）

第69条 交番・駐在所等における庁舎の管理及び火災予防については、この章の規定を準用する。

第8章 削除

第70条から第73条まで 削除

第9章 事務処理

(事務処理の原則)

第74条 事務は、別に定めるもののほか、すべて署長の決裁を受けて処理しなければならない。

2 事務処理は、敏速適確を期さなければならない。

(公衆接遇市民応接)

第75条 公衆接遇市民応接は、分掌事務のいかんにかかわらず、丁寧親切かつ積極的に行わなければならない。

(署長の事務引継)

第76条 署長が配置換え、退職その他の理由により、その職を離れるときは、前後任署長において速やかに事務引継を行い、引継書に連署の上、本部長に報告しなければならない。

2 やむを得ない事情により前後任署長において事務引継ができないときは、本部長の指定する者が引継ぎを行い、又は引継ぎを受けなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(署長の事務引継事項)

第77条 署長の事務引継事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 署務の概況
- (2) 定員、現員その他署員の状況
- (3) 管内の概況
- (4) 懸案事項及び未決事項
- (5) 諸簿冊、諸証票等の状況
- (6) 備品、消耗品及び保管金品
- (7) その他参考となる事項

2 前項の引継事項中、会計に関するものについては、その関係法規の定めるところによる。

(署員の事務引継)

第78条 署員が配置換え、退職その他の理由により、その職を離れるときは、分掌事務、保管金品等を整理し、前後任者において速やかに事務引継を行い、署長に報告しなければならない。この場合において、署長は、事務の性質等により必要があるときは、引継書を提出させることができる。

2 やむを得ない事情により前後任者において事務引継ができないときは、署長の指定する

者が引継ぎを行い、又は引継ぎを受けなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

第79条 削除

[令和4.9本部訓令17]

(署務概況報告)

第80条 署長は、本部長の初度巡視の際、管内の状況、懸案事項その他の必要と認める事項について署務概況報告を行わなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

第81条 削除

(交番等の願届の処理)

第82条 交番・駐在所等においては、警察上関係のある公衆の願届及び相談を受理しなければならない。ただし、重要と認められるものについては、署長の指揮を受けなければ意見を表明することができない。

2 他の官公署等から直接身許調査等の照会があったときは、速やかに署長に報告し、その指揮を受けてこれを処理しなければならない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

(特異事項の取扱)

第83条 前条に定める事務で処理上疑義のあるもの若しくは特に紛議を生ずるおそれあるもの又は願届に拒否の処分をしようとするときは、あらかじめ署長の指揮を受けなければならない。

(地域警察官の書類進達)

第84条 地域警察官が署長に書類を進達するときは、地域課長を経由しなければならない。

ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

第85条 削除

(沿革誌)

第86条 署には、沿革誌を備え、おおむね次に掲げる事項を登載して必要の都度、整理しておかなければならない。

- (1) 署の設立年月日、署名変更等の沿革
- (2) 管内の世帯数、人口並びに面積及びその増減状況
- (3) 定員の増減

- (4) 管轄区域の変更
- (5) 庁舎の建築及び移転
- (6) 交番・駐在所等の設置、廃止及び所管区の変更
- (7) 署長、副署長又は次長の任免
- (8) 署の受賞
- (9) 署員の重要な表彰及び懲戒
- (10) 管内に発生した著名な事件、その経過措置等
- (11) その他警察上参考となる重要事項

本条…一部改正 [令和4.9本部訓令17]

第10章 削除

第87条から第113条まで 削除

第11章 雑則

(門標)

第114条 署及び交番・駐在所等には、門標（様式第30号）を掲げなければならない。ただし、門標の形状が様式第30号により難い場合には、本部長の承認を得て、これと異なる形状の門標を設置することができる。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2]

(標燈)

第115条 署及び交番・駐在所等には、事務室玄関入口に赤色標燈を設置しなければならない。

本条…一部改正 [平成30.2本部訓令2]

附 則

- 1 この訓令は、昭和33年1月1日から施行する。
- 2 従前の規定による様式でこの訓令に定める様式と著しく相違しないものは、昭和33年3月31日まで、なお継続して使用することができる。

附 則（昭和34年12月22日本部訓令第20号）

- 1 この訓令は、平成35年1月1日から施行する。
- 2 定期招集運営要綱（昭和32年佐賀県警察本部訓令第5号）は、廃止する。

附 則（昭和35年6月23日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則（昭和36年2月21日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年5月16日本部訓令第3号抄）

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年2月12日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、昭和37年2月12日から施行する。
- 2 この訓令の規定による改正様式については、当該規定にかかわらず、当分の間なお従前の様式を用いることができる。

附 則（昭和37年4月16日本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、昭和37年3月25日から適用する。
- 2 この訓令の規定による改正様式については、当該規定にかかわらず、当分の間なお従前の様式を用いることができる。

附 則（昭和37年12月21日本部訓令第32号）

この訓令は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和38年12月25日本部訓令第20号）

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則（昭和39年4月30日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年11月6日本部訓令第24号）

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。

附 則（昭和39年11月24日本部訓令第27号）

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月10日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和40年9月21日本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年10月21日本部訓令第20号）

この訓令は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月3日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年6月1日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和41年6月1日から施行する。

附 則（昭和41年 7 月 1 日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和41年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和41年10月 3 日本部訓令第21号）

この訓令は、昭和41年10月 3 日から施行する。

附 則（昭和41年10月26日本部訓令第24号）

この訓令は、昭和41年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和41年11月21日本部訓令第26号抄）

この訓令は、昭和41年12月 1 日から施行する。

附 則（昭和43年 4 月20日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和43年 4 月20日から施行する。

附 則（昭和44年 3 月11日本部訓令第 7 号）

この訓令は、昭和44年 3 月15日から施行し、昭和44年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和44年12月27日本部訓令第24号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年10月 5 日本部訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月 3 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月 3 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和47年 3 月 3 日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月13日本部訓令第 7 号）

この訓令は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月31日本部訓令第 8 号）

この訓令は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和49年 3 月25日本部訓令第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和49年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 3 月19日本部訓令第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年 4 月10日本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和51年4月10日から施行し、昭和51年3月24日から適用する。

附 則（昭和54年2月19日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和54年2月19日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和56年4月10日から施行する。

附 則（昭和56年6月22日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和56年6月22日から施行する。

附 則（昭和56年6月22日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和56年6月22日から施行する。

附 則（昭和56年10月8日本部訓令第25号）

この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年1月25日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和57年1月25日から施行する。

附 則（昭和58年11月26日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（平成元年7月31日本部訓令第10号抄）

1 この訓令は、平成元年8月6日から施行する。

附 則（平成4年2月17日本部訓令第4号）

この訓令は、平成4年2月24日から施行する。

附 則（平成4年4月30日本部訓令第12号）

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年8月24日本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年7月6日本部訓令第7号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成5年7月25日から施行する。

附 則（平成5年12月13日本部訓令第12号）

この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成7年1月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成7年11月21日本部訓令第15号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月10日本部訓令第3号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成10年3月25日から施行する。

附 則（平成13年12月7日本部訓令第33号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月23日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月25日本部訓令第2号）

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月28日本部訓令第21号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月2日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月31日本部訓令第12号）

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、〔中略〕平成21年3月26から施行する。

附 則（平成21年3月26日本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日本部訓令第2号）

この訓令は、平成22年3月25日から施行する。

附 則（平成22年5月24日本部訓令第9号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の警察署の処務に関する訓令第22条の3の規定により承認を受けている者は、改正後の警察署の処務に関する訓令第22条の3の規定により届出をした者とみなす。

附 則（平成26年4月21日本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日本部訓令第29号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 4 この訓令の施行の際、現に、この訓令による改正前の警察本部及び警察学校の庶務に関する訓令（昭和32年佐賀県警察本部訓令第16号）第44条並びに警察署の処務に関する訓令（佐賀県警察本部訓令第17号）第71条の規定により登録されている公印については、この訓令第8条の規定により登録されている公印とみなす。

附 則（平成27年2月26日本部訓令第5号）

この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第20号）

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年本部訓令第6号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和４年本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年本部訓令第４号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年本部訓令第14号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和５年７月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の各訓令に規定する様式によるものとみなす。
- 3 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和７年本部訓令第24号）

この訓令は、令和７年12月15日から施行する。

附 則（令和８年本部訓令第４号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第2号の2(第22条関係)

居 住 区 域 外 居 住 承 認 申 請 書

所 属 、 係 名	所 属 係 名
階 級	階 級
氏 名	氏 名
現 所 属 配 置 年 月 日	年 月 日
居住しようとする 住 所	
勤務する署までの 参 集 時 間	おおむね 時間 分
勤務する署までの 参 集 方 法 (交 通 手 段)	
居 住 区 域 外 に 居住しようとする 特 別 な 事 情	
上記のとおり居住区域外に居住することについて、承認を受けたいので申請します。 年 月 日 階級 氏名 殿	
承 認 者 意 見	(承認者)

様式第4号(第24条)

本部長	警務部長	所属部長

	旅行届出票
所属、階級、氏名	所属 階級 氏名
旅行日時	月 日 時から 月 日 時まで
旅行先	
旅行事由	
参考事項	
届出月日	月 日

代理届出者

※ 代理で届出をする場合に記載

様式第4号の2(第24条関係)

旅 行 届 出 簿

届 出 月 日	旅 行 月日時	旅 行 先 連絡方法	用 件	利 用 交 通 機 関	階 級 身 分	氏 名

様式第5号(第26条関係)

階級：
職員：
所属：

年 勤務記録簿		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
	10																															
	11																															
	12																															

(年次休暇)月計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(年次休暇)累計												

本年の年次有給休暇総日数	(内繰越分)
本年の年次休暇使用日数	
本年の年次休暇残日数	
翌年への年次休暇繰越日数	

様式第10号(第58条)

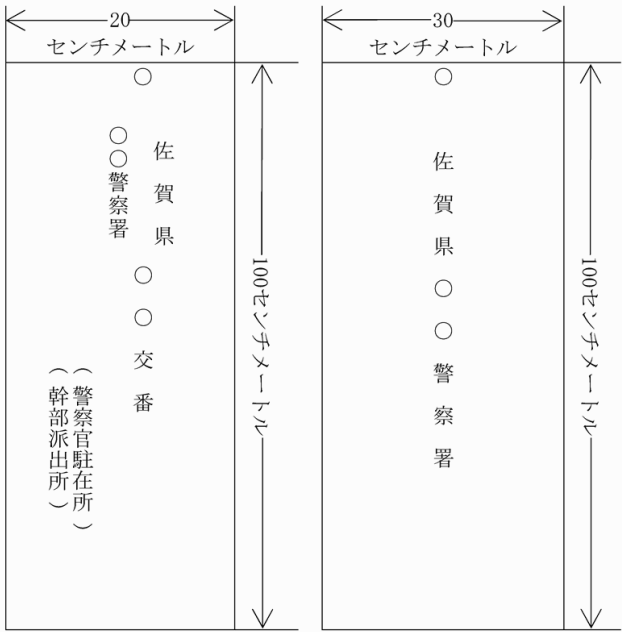
招 集 日 誌

署 長	副署長 次 長	月 日 曜 天		総 員	名
		第 招 集 日		事 故	名
				現 在 員	名
事 故 者	氏 名	理 由	氏 名	理 由	
点 検					
署 長 訓 授 項 目					
訓 育 事 項 教 養 事 項					
指 示 事 項 口 達 事 項					
術 科 事 項 訓 練 事 項					
レクリエーション					
そ の 他					

- 備考 1 事故者理由欄には、事故理由を簡単に記入すること。
例 「病休」「県校入校」
- 2 点検欄には、通常点検、特別点検の別及び時間を記入する。
例 「通常点検」「特別点検(拳銃操法)」 8.30～9.30
- 3 訓育教養事項及び術科訓練事項欄には、その題目、担当者及び時間を記入する。
例 規律について 11.00～12.00 県本部 ○○課長
交通安全旬間について 13.00～14.00 ○○課(係)長
金融事情について 14.00～15.00 ○○銀行頭取
逮捕術(第5種訓練) 15.00～16.00 県本部○○部長
- 4 指示口達事項欄には、その題目及び担当者を記入する。
例 交通事故の報告について ○○課(係)長
○○事件指名手配について ○○部長
- 5 レクリエーション欄には、その種類、時間及び参加人員を記入する。

様式第30号(第114条)

門 標



様式第1号 削除〔平成26.4本部訓令18〕

様式第2号 削除〔平成4.4本部訓令12〕

様式第2号の2（第22条関係）

本様式…全部改正〔平成30.2本部訓令2〕、一部改正〔令和4.3本部訓令4〕

様式第2号の3 削除

〔令和4.9本部訓令17〕

様式第2号の4 削除

〔平成30.2本部訓令2〕

様式第3号 削除〔平成26.4本部訓令18〕

様式第4号（第24条）

本様式…全部改正〔令和7.12本部訓令24〕

様式第4号の2（第24条関係）

本様式…追加〔平成4.4本部訓令12〕、旧様式4号の3…繰上〔令和7.12本部訓令24〕

様式第5号（第26条関係）

本様式…全部改正〔令和8.3本部訓令4〕

様式第6号 削除

〔令和5.6本部訓令14〕

様式第7号 削除〔昭和56.4本部訓令8〕

様式第8号 削除〔平成26.4本部訓令18〕

様式第9号 削除〔昭和56.4本部訓令8〕

様式第10号（第58条）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2、令和4.3本部訓令6〕

様式第11号 削除〔平成26.4本部訓令18〕

様式第12号 削除〔昭和56.4本部訓令8〕

様式第13号 削除〔平成26.4本部訓令18〕

様式第14号 削除〔昭和56.4本部訓令8〕

様式第15号から様式第29号まで 削除〔平成7.11本部訓令15〕

様式第30号（第114条）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2、18.3本部訓令10〕